

法人口座対応注意点

法人口座開設時の注意点

法人口座開設は、個人口座開設と異なり各社「書面開設」のみ可能です。
また顧客が用意する書類も個人口座と異なります。
法人口座を運用するのは、その法人の代表者もしくは取引担当者になります。
取引担当者が運用する場合には、「取引代理人届」等の提出が必要です。

個人口座との相違点

- 1, 口座開設時の必要書類
 - 2, 開設方法
 - 3, M R F がない
 - 4, 一般口座で取引
- 特定口座とNISA口座は開設できない

口座開設時必要書類等

- 1, 会社の代表印
- 2, 登記事項全部証明書
- 3, 印鑑登録証明書（あかつき証券、アイザワ証券のみ）
- 4, 代表者の取引担当者の本人確認書類
 - ※マイナンバー関係書類は不要
 - ※取引担当者を選定する場合には、取引担当者の本人確認書類も必要
- 5, 出金先金融機関口座が確認できるもの
- 6, 会社の設立日、決算日、売上、経常利益、資本金等がわかる書類
- 7, 実質的支配者の確認

法人口座開設方法

- 1, 各社とも「書面開設」のみ可能。
- 2, 社名等、ゴム印使用可能。
- 3, 投資経験は、法人での投資経験を記入
(代表者や取引担当者の投資経験ではない)
- 4、**実質的支配者を必ず記入**
※実質的支配者が複数の場合には、全員を記入。実質的支配者は個人であることに注意。

法人口座について

1, M R Fがない

個人口座の場合、振込された代金や売却後の代金を出金しない場合には、自動的に「M R F (マネー・リザーブ・ファンド) へ振替となるが、法人口座は「預り金」となり利金につかない。

2, 一般口座での取引

個人口座は、特定口座、NISA口座、一般口座のいずれかを選択して取引ができた、特定口座の中で譲渡益税を源泉徴収するかしないかを選択できるが、法人口座は一般口座でしか取引ができない。

【一般口座とは】

一般口座とは、特定口座やNISA口座で管理していない上場株式等を管理する口座のこと。

一般口座で管理している株式、投資信託等は、投資家自らが1月1日から12月31日までの1年間の譲渡損益を計算し、翌年の2月16日から3月15日までに原則、確定申告をする。

法人口座の場合も同様で、法人が確定申告を行う。